

第三次 羽島市教育振興基本計画 (案)

未来の羽島を拓く人づくり
～ともに学び 笑顔あふれるまちを目指して～

令和8年 月
羽 島 市

第三次 羽島市教育振興基本計画

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画期間	3

第2章 教育理念・基本方針・取り組む施策

1 教育理念	4
2 基本方針	4
3 取り組む施策	6

第3章 施策の体系・施策の展開

1 施策の体系	7
2 施策の展開	
施策Ⅰ 未来を切り拓く確かな学力	9
施策Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成	18
施策Ⅲ 多様なニーズに応える学びの支援の充実	25
施策Ⅳ こどもたちの学びを支える教育環境の充実	30

第4章 教育振興基本計画の推進と進行管理

1 計画の周知と進行管理	37
2 計画の点検・評価	37

参考資料	38
------	----

第1章 計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

羽島市では、2012（平成24）年4月に「第一次羽島市教育振興基本計画」、2022（令和4）年3月に「第二次羽島市教育振興基本計画」を策定し、「次代の羽島を創造する人づくり」を推進してきました。

「第二次羽島市教育振興基本計画」の実施期間において、人口減少・少子高齢化、グローバル化の進展、気候変動等、様々な社会課題に加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の不安定化により、学校・社会の在り方が大きく変わりました。今後、超スマート社会（Society5.0）※¹への移行、未来の社会を展望する上で、教育が果たす役割はますます重要となってきます。

こうした状況を踏まえ、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」※²や「羽島市教育大綱」※³の基本理念を継承するとともに、2024（令和6）年11月の「新しい時代に向けた羽島市の学校構想について」の答申内容を具現化できるよう、時代の状況や社会の動向に柔軟に対応しながら、本市の教育を推進するための指針として「第三次羽島市教育振興基本計画」を策定しました。

※1 超スマート社会（Society5.0）

日本が目指すべき未来の社会として、第5期科学技術基本計画において提唱された、インターネット等の仮想空間と現実を融合させたシステムによって、経済発展と社会課題解決の両立を図る社会のことです。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会の姿と位置付けられています。

※2 羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）

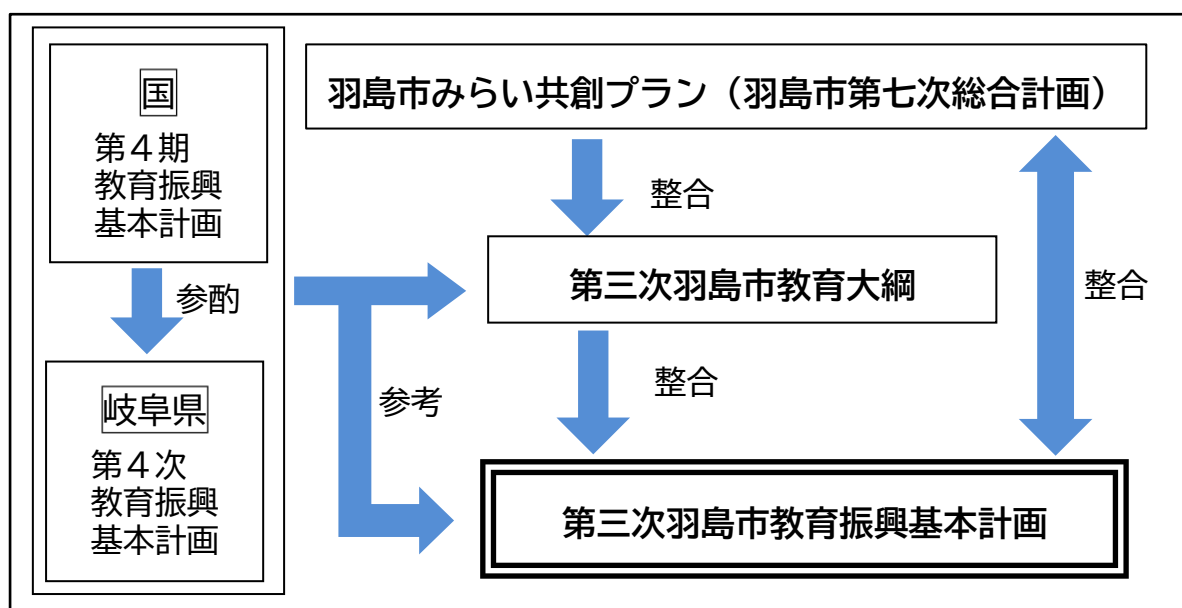
行政運営の長期的指針であり、羽島市の将来像やまちづくりの理念等を示すとともに、各行政分野の施策等について、体系化したものです。

※3 羽島市教育大綱

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、羽島市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

この計画は、教育基本法第 17 条第 2 項※¹に基づいて策定する羽島市の計画で、国の第 4 期教育振興基本計画や第 4 次岐阜県教育振興基本計画を参考にしながら、「羽島市みらい共創プラン（羽島市第七次総合計画）」の「ともに拓く 学び育むまち」や「羽島市教育大綱」との関連を図っています。



併せて、SDGs※²に示された 17 のゴールと 169 のターゲットを踏まえ、持続可能な開発目標に向けた取組を進めていきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画期間

○2026(令和8)年度から 2030(令和12)年度までの5年間とします。

年度	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2034)
総合計画	第六次総合計画			みらい共創プラン（第七次総合計画） 20年間										
	H27～R6			R7～R10(第1期)			R11～R14(第2期)			R15～R18(第3期)				
教育大綱	第二次教育大綱			第三次教育大綱										
	R2～R6			R7～										
教育振興基本計画	第二次教育振興基本計画			第三次教育振興基本計画					第四次教育振興基本計画					
	R4～R7			R8～R12					R13～R17					

◇なお、本計画期間中において、社会情勢の変化等に伴い、計画の見直しが必要となった場合には、その都度、柔軟に見直しを行います。

※1 教育基本法第17条第2項

「地方公共団体は、国の教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」としています。

※2 SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っており、発展途上国のみならず、先進国も取り組む必要があるものです。

第2章 教育理念・基本方針・取り組む施策

1 教育理念

未来の羽島を拓く人づくり

～ともに学び 笑顔あふれるまちを目指して～

羽島市では、みらい共創プランに目指すまちの姿として「次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまち」を位置付けています。羽島市教育大綱の基本理念である「未来の羽島を拓く人づくり」に向け、時代の変化を敏感に捉えた柔軟な対応を進めることにより、こどもも大人もともに学び、誰一人取り残されることなく活躍できるまちを目指しています。

主な活動内容として

- ・地域のよさを生かし、地域と一体になってこどもたちの学びを創ることを目指すコミュニティ・スクール※¹の充実や部活動地域移行・地域展開の一層の推進
- ・誰一人取り残さない学びの保障に向けた不登校のこどもへの支援体制の強化や幼保小連携による架け橋期カリキュラム※²の実践・検証
- ・グローバル社会を生き抜く人材育成を目指した国際理解教育や外国語教育の推進
- ・予測困難な時代に対応するための探究的な学習の充実

これらの教育活動を通して、こどもたちが連続性のある学びを享受できる環境づくりを進めています。

今後も新たな基本理念の実現を図るため、次の基本方針を位置付けました。

2 基本方針

「確かな学力」※³と体力を身に付け、多様性を尊重し支え合う人づくり

こどもたちが志をもって自己の可能性を広げるために、安心して学べる教育環境を整え、「確かな学力」と健やかな体力、多様な他者とのかかわりの中で互いを理解し支え合う力を身に付けた人づくりを目指します。

◇教育大綱では、学校教育以外の社会教育や文化、スポーツ等の領域・分野が含まれていますが、本計画は学校教育を中心とする領域・分野を対象としています。

※1 コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民等が一定の権限を持って学校運営に参画する「地域とともにある学校」のことです。コミュニティ・スクールでは、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって、特色のある教育を進めていくことができます。

※2 架け橋期カリキュラム

義務教育開始前後の「5歳児から小学1年生の2年間」を「架け橋期」と呼びます。その期間のスムーズな移行を支援するために、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携して作成するものです。

※3 確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたものです。

3 取り組む施策

「確かな学力」を身に付けるとともに、健やかな体を育み、多様性を尊重し支え合う人間性を育成するため、次の4つの施策を定め、SDGsの理念も踏まえながら計画的かつ総合的に推進していきます。

施策Ⅰ 未来を切り拓く「確かな学力」の育成

興味・関心を広げながら多様な課題を見だし、主体的に学習に取り組む中で、ICTを利活用し、他者と協働して問題を解決する力を身に付けることで、変化の激しい社会に柔軟に対応する力を育てる。



施策Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成

自他の存在（いのち）を大切にし、多様な人となつながら、かかわる力を育むとともに、健康的な生活習慣や体力を身に付け健やかに成長し、社会の中で自立して生きる力を育む。



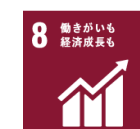
施策Ⅲ 多様なニーズに応える学びの支援の充実

学びの多様なニーズに応え、こども一人ひとりの可能性や能力を最大限に伸ばす教育を推進する中で、誰一人取り残さない学びを実現する。



施策Ⅳ こどもの学びを支える教育環境の充実

安心して学ぶために連続性のある切れ目のない支援を行うとともに、豊かな学びを支える教育環境の充実を図る。



第3章 施策の体系・施策の展開

1 施策の体系

前章で掲げた4つの施策を柱とし、それに基づく19の具体的な施策と主な取組について体系的に整理するとともに、目標とする施策実施指標を明示することで、教育の着実な推進を図ります。

なお、「重点施策」については、【重点】と表記しています。

施策Ⅰ 未来を切り拓く「確かな学力」の育成
I-1 「ふるさと羽島」に誇りと愛着をもつ教育の充実
I-2 個別最適・協働的な学びの一体的な充実【重点】
I-3 体験的な活動・探究的な学習の深化【重点】
I-4 情報教育の充実及び教育DX※ ¹ の推進
I-5 グローバル社会で活躍する力の育成
I-6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実
施策Ⅱ 豊かな心と健やかな体の育成
II-7 人権の尊重を基盤とする教育活動の推進【重点】
II-8 いじめの未然防止と早期対応の強化
II-9 こどもの安全・安心を守る防災教育の充実
II-10 健康教育と食育の推進
II-11 運動習慣の定着に向けた体力づくりの推進
施策Ⅲ 多様なニーズに応える学びの支援の充実
III-12 不登校のこどもへの多様な学びの支援
III-13 特別な支援が必要なこどもへの指導・支援の充実
III-14 外国にルーツをもつこどもに対する支援の拡充
施策Ⅳ こどもの学びを支える教育環境の充実
IV-15 幼児期からの切れ目のない支援の充実【重点】
IV-16 地域とともに創る学校を実現するためのコミュニティ・スクールの推進【重点】
IV-17 自ら学び続ける教師を育てる支援の充実
IV-18 教職員の働きがいのある職場環境の推進
IV-19 安全・安心でよりよい教育環境の実現

※1 教育DX（デジタル・トランスフォーメーション）

デジタル技術やデータを活用して、単にアナログをデジタルに切り替えることのみを指すのではなく、より教育の質を向上させていくことを目指しています。教育の手法や教職員の業務等、学校教育の全般にわたる変革を目指す取組です。

2 施策の展開

施策 I

未来を切り拓く「確かな学力」の育成

I-1 「ふるさと羽島」に誇りと愛着をもつ教育の充実

(現状)

本市では、以前から、学校ごとに、社会科、理科、総合的な学習の時間、学校行事等を中心にして、地域の教育資源（ひと・もの・こと）を生かした教育活動を行ってきました。その結果、地域の自然、歴史、文化に直接触れ、地域の人と交流する中で、身近な人の温かみを感じ、そのよさを感じ取り、愛着を感じる姿が見られるようになってきています。一方で、長い間、同じ活動が継続的に行われてきたため、活動のみが先行し、学習の意味が不明確になっているものもあります。今後も継続していくために、ねらいを明確にして、活動の意味や内容を見直す必要があります。

(方向性)

ふるさと教育は、地域に誇りと愛着を持つこどもを育てることが重要です。そして、それを核として、カリキュラムをもう一度見直し、学校ごとにねらいを明確にしたふるさと教育を推進する必要があります。その中で、その学校でしか味わえない直接体験の場を位置付けることや地域の身近な人たちと触れ合うことを大切にするとともに、ふるさとの活性化のための課題解決に取り組む探究的な学びを行うようにしていくことが重要です。さらに、継続的に教育活動を行っていくために、活動の担い手を育成していくことも考えていく必要があります。

I-2 個別最適・協働的な学びの一体的な充実【重点】

(現状)

本市では、「羽島市のこれだけは」※¹等、市全体で統一して、学力の充実を図る様々な取組が行われ、成果を上げてきました。「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けても、教育委員会の学校訪問等の場で啓発活動を行うとともに、教職員研修を実施する等、試みが行われてきました。教員の学習の改善に対する意欲は少しずつ芽生えてきていますが、「そろえる」から「伸ばす」へという意識改革への支援が今後一層求められます。個別の対応も、習熟が十分

でない子どもに対する支援とともに、すべての子どもに応じることができるよう、これまで以上に取り組んでいく必要があります。

（方向性）

個別最適・協働的な学びの一体的な充実のためには、教員が「教える」授業から子どもが「学ぶ」授業、こどもの主体性を大切にした学習の実現に市全体で取り組んでいく必要があります。そのために、学習内容や学習活動の改善を図るカリキュラムの見直しや、教職員研修の充実、学校訪問での方向性を明確にした指導等を行い、教員一人ひとりの意識改革につなげていくことが重要です。また、各学校の優れた実践を交流する場をリアルだけではなくデジタルでも位置付ける等、情報の共有も積極的に行います。一方で、サポーターの配置を充実させる等、人的環境整備を行うことも併せて取り組む必要があります。

I - 3 体験的な活動・探究的な学習の深化【重点】

（現状）

本市では、教科の授業、特別活動、総合的な学習の時間、学校行事等において、各学校の実態に合わせて、こどもが自然や職業、言語、文化等について体験的に理解を深める活動を行ってきました。長い時間の中で培われてきた活動において、様々な成果を上げてきている一方で、活動が固定化し、保護者やこどものニーズに十分応えられていない部分もあります。

また、社会の変化や主体的な学びへの対応から、近年、その重要性が増してきた探究的な学習は、総合的な学習の時間を中心に行われてきましたが、各教科等においてもその充実が図られるようになってきました。しかし、総合的な学習の時間については、形式的・断片的な活動の実施に留まる等、地域や学校間で差がみられる他、教科の学習との接続強化や外部（地域等）とのさらなる連携も求められています。

（方向性）

体験的な活動・探究的な学習の深化を目指すにあたり、今までの成果を生かすとともに、形式的・断片的なものとならないよう、こども自身が「問い」や「価値」を伴う本質的な学びを生み出したり、自ら考え、感じ、判断し、行動したりするよう活動全体を見直す必要があります。そのために、総合的な学習の時間の充実を図るとともに、カリキュラムマネジメント※²を行い、全教育活

動を通じて探究的な学習を行うことや、地域人材・資源の活用を含めた地域等との連携強化を図る等、環境を整備することが重要です。また、体験で得た学びを振り返り、探究活動へとつなげる工夫を学ぶ等、教職員の授業改善や意識改革に向けた取組も必要です。

I－4 情報教育の充実及び教育ＤＸの推進

（現状）

本市では、GIGAスクール構想^{※3}第1期以前より情報教育の充実に取り組んできました。その結果、ICT機器の活用については、全国学力状況調査で全国平均値を超えており、一定の成果が表れています。一方で、それが教育の質の向上に十分に結びついていない面があり、教職員の意識改革も含めて、情報教育の一層の充実が求められます。また、校務においても、働き方改革の観点から、教育ＤＸの推進を図ることが課題となっています。

（方向性）

情報教育の充実のために、教職員のＩＴリテラシー^{※4}の向上を図るとともに、“情報モラル教育”から“デジタル・シティズンシップ教育^{※5}”へ移行し、情報化社会に生きる社会の一員として活躍するためのこどもの育成を図っていきます。

また、デジタル庁の「教育ＤＸロードマップ」の改定を受け、生成ＡＩの活用も含めて、教育の在り方の変革を目指していきます。

I－5 グローバル社会で活躍する力の育成

（現状）

本市では、グローバル社会で活躍する人材の育成を目指し、社会科の学習や総合的な学習の時間、道徳等を中心にして、異文化理解や多文化共生の学習を行ってきました。その結果、世界の国々に興味をもつこどもが増えてきましたが、積極的に関わっていくところにはまだ弱さがあります。また、外国語教育の充実を図るため、小学校における外国語教育の拡充強化、中学校における英語教育の高度化や教員研修の充実を図ってきました。少しずつその成果が表れてきており、さらに、目的意識・相手意識をもって誰に対しても進んでコミュニケーションを図るこどもを育成していくことが課題です。

（方向性）

各学校の「多文化共生」に関する学習内容の見直しを図り、全教育活動を通じて、学習を進めていくことが必要になります。そのために、市関係課をはじめとする諸機関と連携し、異文化に触れる機会を継続的に確保します。さらに、こどもが主体的に外国語を学ぶために、A I 英会話アプリの活用や、外国とのオンライン交流を拡充する等、一人ひとりの習熟度に応じた学習を進めることが必要になります。

I - 6 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

（現状）

西部幼稚園では、市内唯一の公立幼稚園として、要支援児や外国にルーツをもつ幼児を受け入れ、インクルーシブ教育※⁶の考え方に基づいた実践、環境構成を工夫し遊びを通した学びが生まれる実践に取り組んでいます。発達支援センター等関係諸機関との連携や保護者や地域との信頼関係の構築にも力を入れています。その結果、幼児に生きる力の芽生えが生まれてきています。

（方向性）

園内外の研修を充実させ、職員が幼児理解を深め一人ひとりに対応する力を向上させることで、幼稚園教育要領に沿った教育課程を編成し、遊びを通した学びを展開できるようにすることが必要です。また、こどもの学びの基礎を培うことや、個に応じた対応を継続するために、複数の職員による教育支援体制を充実させることが重要です。さらに、保護者や地域の理解を深めるために、園の現況について、ホームページや広報モニターを活用して、広報していくことに努める必要があります。

●主な取組（未来を切り拓く「確かな学力」の育成）

具体的な施策	主な取組
①「ふるさと羽島」に誇りと愛着をもつ教育の充実	「ふるさと教育の意義や意味を明確にしたカリキュラムの改善」 ・ふるさとの「ひと・もの・こと」に直接触れる体験を重視するとともに、ふるさとの活性化のために提言や実践を行う、探究的な学びとなるカリキュラムを改善します。 ・ふるさと教育を意味のあるものとするために、各学校において、地域の自然や歴史、文化、伝統行事、産業について、教職員が学ぶ機会をつくります。 「ふるさと教育の担い手の育成」 ・ふるさと教育の担い手を確保するために、各学校、市全体で人材バンクをつくります。 ・活動が継続的に行えるように、活動の状況を資料として残します。 ・地域の理解を得ることができるよう、学校だよりや教育委員会だより、学校のホームページ等で積極的に情報の発信を行います。
②個別最適・協働的な学びの一体的な充実	「一人ひとりのこどもの状況に応じた学習の改善」 ・教材を単元で捉えたり、指導の複線化を図ったりする等、カリキュラムの見直しを推進し、一律一斉授業からの脱却を目指します。 ・こどもの主体性を育むため、授業に選択の場面を積極的に取り入れるように学習過程を改善します。 ・こどもが自分の興味関心に応じて学ぶことができるよう、教科の学び方を大切にした指導を行います。 ・一人ひとりのこどもに応じた学習となるよう、習熟度別学習や複数担任制、小学校の教科担任制を推進します。 「学習改善のための環境整備」 ・ＩＣＴ機器を積極的かつ有効に活用し、こどもが多様な他者と協働して学ぶ環境を整備します。 ・教師の意識改革を図るために、学び方改革の実践的な研修を実施します。

	・一人ひとりの状況に合った学習支援を行うため、市独自で羽島子ども応援サポーター※7を全学校に配置します。
③ 体験的な活動・探究的な学習の深化	「体験的な活動の充実に向けた取組」 ・こどもが自然や社会、文化、人との出会いを通じて学ぶことができる体制を構築し、地域との連携強化を図ります。 ・全教育活動において、ICTを活用する場面とリアルで体験する場面の精選に努めることで、体験的な活動を意図的に生み出せるようにします。 ・こどもが体験内容や活動の進め方について選択・決定できるようにする等、こどもの自己選択・自己決定の機会を拡充する取組を実施します。 「探究的な学習の深化に向けた取組」 ・各校の実態に合わせ、かつ校区の小・中学校の学びがつながるよう、総合的な学習の時間のカリキュラムマネジメントを推進し、探究的な学習を効果的に進められるように努めます。 ・探究的な学習について有識者から学んだり、互いの実践事例を交流したりする研修を実施する等、教職員の知見を高めるための取組の充実を図ります。
④ 情報教育の充実及び教育DXの推進	「教員のITリテラシーの向上に向けて」 ・ICT活用指導能力の向上と実践を共有する等、教員研修の充実を図ります。 ・文部科学省や県教育委員会が推奨している先進的な取組等を活用した事例研修を各学校で実施します。 「“情報モラル教育”から“デジタル・シティズンシップ教育”へ移行」 ・こどもが安全かつ積極的に情報端末やインターネットを活用できるように指導し、自律的な判断力と社会参加意識を育むための教員研修を実施します。 ・こどもがデジタル・シティズンシップの重要性を主体的に捉えることができるように手引きを作成します。 「教育DX推進のための具体的なステップ」 ・生成AIの活用について必要な情報提供を行うとともに、有効な活用についての研修を必要に応じて行います。

	・クラウドを有効活用した校務支援の充実に向けた取組を進めます。
⑤ グローバル社会で活躍する力の育成	「異文化理解・多文化共生」 ・海外の学校や国内の他地域とのオンライン交流プログラムを定期的に実施します。 ・関係諸機関と連携し、ワークショップや交流イベントを開催します。 ・英語を使用した探究型学習を導入します。 （例：各国の文化や国際課題に関する調査・発表活動） ・英語を用いて地域課題や国際問題をテーマに話し合い、解決策を考えるプロジェクトを企画します。 「外国語教育」 ・A I 英会話アプリを継続して活用し、児童生徒の習熟度に応じた学びを提供します。 ・A L T（外国語指導助手）を活用した授業の実施と生徒への個別指導を行います。 ・市内独自で外国語教育に関する研修を継続的に実施します。
⑥ 人格形成の基礎を培う幼児教育の充実	「幼児一人ひとりに対応した教育の充実」 ・こどもの姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※⁸から読み取り交流する中で、教育課程の見直し・改善を図り、遊びの充実を目指します。 ・他の自治体等での研修に参加し、その成果を共有することで、教育の質の向上を図ります。また、その成果をホームページや広報モニターを活用して積極的に発信します。 ・複数職員体制を充実させることで、個の教育的ニーズを丁寧把握し、それに応じた実践を行います。 「ともに育ち合う教育の充実」 ・I C T等の機器を活用し、外国にルーツをもつ保護者と意思の疎通を図ります。

施策実施指標（具体的な施策の達成度）

施策 番号	項 目	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
①	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思うこどもの割合【学】	小 71.7% 中 71.5%	小 80% 中 80%
②	課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいると思うこどもの割合【学】	小 77.5% 中 80.0%	小 90% 中 90%
③	総合的な学習の時間で、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表する等の学習活動に取り組んでいると感じるこどもの割合【学】	小 77.2% 中 79.7%	小 90% 中 90%
④	学習の中でPC・タブレット等のICT機器を使うのは勉強の役に立つと思うこどもの割合【学】	小 84.7% 中 84.8%	小 90% 中 90%
⑤	C E F R※ ⁹ のA1レベル相当（英検3級等）以上の英語力を有する生徒の割合	中 51.9% (令和 6 年度)	中 60%

【学】全国学力・学習状況調査の質問内容

（対象は小学校6年生及び義務教育学校6年生、中学校3年生及び義務教育学校9年生）

※1 羽島市のこれだけは

2002（平成14）年度に、羽島市教育委員会が作成した学習や生活の指導において、目指す姿を示したものです。

※2 カリキュラムマネジメント

各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を進めるため、こどもや学校、地域の実態に即し、学校の特色を生かした適切な教育課程を編成・実施するとともに、絶えず評価・改善し教育活動の質の向上を計画的かつ組織的に図っていくことです。

※3 GIGAスクール構想

文部科学省が主導する取組で、「1人1台端末」と高速大容量の通信ネットワークを整備する

ことで、多様なこどもを誰一人取り残すことなく、資質・能力を確実に育成する環境を実現させ、これまでの教育実践と最先端のＩＣＴのベストミックスを図ることで、教員、こどもの力を最大限に引き出すことを目指しています。

※４ ＩＴリテラシー

ＩＴ（情報通信技術）を正しく理解し、安全かつ効果的に利用するために必要な能力のことです。

※５ デジタル・シティズンシップ教育

ＩＣＴの普及による社会、生活の変化を前向きに捉え、より良い方向にするために、テクノロジーを適切に活用しながら、デジタル時代の善き市民として、社会の善き担い手として幸福に生きるためにはどうしたらよいのかを学ぶことを目的とした教育です。多様性の理解を重視し、「～しない」「～するべからず」ではなく、「～しよう」「～すべきだ」という志向型論理への転換を目指しています。

※６ インクルーシブ教育

障がいの有無や性別、国籍、経済状況等にかかわらず、すべてのこどもが同じ環境で学び合う教育です。

※７ 羽島子ども応援サポーター

学習支援や、発達障がい等のあるこどもの学校生活への適応等の支援を目的として、羽島市内の各学校に配置されている支援員です。

※８ 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が2017年に改定されたことに伴い、文部科学省が新たに作成したもので、2018年4月より施行されました。こどもが小学校に入学するまでに育ってほしい姿として、「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字等への関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」の10項目を示しています。

※９ ＣＥＦＲ

「Common European Framework of Reference for Languages」の略で、ヨーロッパ言語共通参照枠のことです。外国語の運用能力を測る国際的な指標です。

II-7 人権の尊重を基盤とする教育活動の推進【重点】

（現状）

本市では、これまでも全教育活動を通して、「人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得する」ことができる取組を行ってきました。近年は「ひびきあい」の日の活動を中心にして、実践力を育むことができるよう実践を積み重ねてきました。その結果、教師やこどもがお互いを知り合うことができるようになってきていると考えます。ただ、人権課題は多岐にわたり、社会の考え方も多様になってきているため、さらに学習を進め、教師もこどもも人権感覚を磨くことが重要です。

（方向性）

人権感覚を磨くためには、人権認識をもつことが大切であり、様々な人権課題について正しく理解する機会をつくる必要があります。その中で、自分を大切にするとともに、他者を大切にすることを実感することが「生き合う力」を育んでいくことにつながります。さらに、生活と結び付けたり、「ひびきあい活動」※¹等の具体的な取組を行ったりしていくことで、自分ごととして捉え、主体的に考え行動できるこどもを育成することを目指します。

II-8 いじめの未然防止と早期対応の強化

（現状）

本市では、いじめの未然防止対策として、各学校は「いじめ防止等を推進する週間の実施計画」に沿って、「SOSの出し方指導」、「カウンセラーによるSST※²」「人権週間」等を行い、仲間を大切にする心、いじめを見過ごさないことを大切にしています。また、いじめを認知した際は、速やかに校内いじめ対策委員会を開き、必要に応じて警察や児童相談所等、関係機関とも連携をとり、早期対応を図っています。しかし、いじめ認知件数は増加傾向にあります。これは教職員の報告体制が改善されたことや、こども自身が声を上げやすくなった環境の影響もあると考えられます。ただし、潜在的ないじめ事案が存在する可能性も否定できず、対応の精度向上が求められます。

（方向性）

いじめは、こどもが安全・安心な学校生活を送る上で、見過ごすことのできないことであるため、「未然防止」と「迅速な対応」の二軸を柱とし、学校・家庭・地域が協力する体制を整えます。いじめの認知数や対応事例についてのデータを毎年度収集・評価します。さらに、外部機関と協力しながら、取組の効果を数値化し、学校や地域にも公開していきます。また、継続的な改善活動P D C A（計画・実行・評価・改善）サイクルを徹底し、地域や学校の声を反映させながら、効果的な施策を展開していきます。

Ⅱ－９ こどもの安全・安心を守る防災教育の充実

（現状）

本市では、園・各学校が実情に合わせ命を守る訓練、また、教科や総合的な学習の時間・特別活動等、防災教育を活用して「自分の命は自分で守り抜く」意識を高め、主体的に行動する力を身に付けることを目指してきました。様々な災害を想定した命を守る訓練を実施するとともに、道徳において生命の大切さを扱ったり、外部講師による出前講座を取り入れた学習をしたりして成果を上げてきました。近年、災害が大規模化し、危険予測が難しくなっていることから、地域との連携をさらに強化するとともに、防災教育が系統的・体系的に行われていく必要があります。

（方向性）

災害は「いつ」「どのように」起こるのかの予想が難しいことから、教職員もこどもも安全に対する意識を高める必要があります。そのために、地域の災害リスクや正常性バイアス※³等の知識を教える実践的な防災教育や不審者対応等も含めた様々な場面を想定し、地域・保護者との連携を図った命を守る訓練を積極的に実施していくことが重要です。また、それに加えて災害後の復旧・復興を支えるための支援者となる視点についても育んでいく必要があります。

Ⅱ－10 健康教育と食育の推進

（現状）

本市では、教科「体育・保健体育」、道徳、特別活動等を通して健康の保持

増進を図るとともに、学校保健関係者と園・各学校が相互連絡を密にし、健康に関する管理の徹底と指導の充実、学校保健の普及向上とこども及び教職員の健康保持を図っています。

しかし、近年の都市化、情報化等の社会環境の急激な変化や新たな感染症等による日常の生活様式の変化により、こどもの生活習慣、食生活等に様々な問題が見られるようになっていきます。課題解決に向け、常に新たな情報を取り入れて共有し、専門的な指導の充実を図るために、学校保健関係者と各学校、家庭が連携していく必要があります。

（方向性）

健康教育に関わって、学校における保健教育の充実を図り、「心の健康」「性に関する問題」「がん教育の推進」等に積極的に取り組んでいくとともに、学校三師会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師）との情報共有、連携を密にし、感染症対策も含めて専門的な指導のさらなる充実を図っていく必要があります。また、食育に関わっては、栄養教諭を中核としてホームページや給食だよりを活用して食習慣や地域の食文化、地産地消等の理解や関心を高め、こどもが主体的に関わる取組を推進するとともに、家庭への啓発活動に努めていきます。

Ⅱ－11 運動習慣の定着に向けた体力づくりの推進

（現状）

本市では、教科「体育・保健体育」を中心にして、休み時間や学校行事等の中で、運動量を確保し、運動機会を効率よく取り入れるとともに、県の体力向上に関わる事業に参加する等して、体力の向上を図ってきました。その結果、ある程度体力は向上してきましたが、県の平均を下回る項目も多く、今後さらに継続的に取り組んでいく必要があります。

（方向性）

新体力テストの結果を分析・活用し、こどもの現状を捉え、学校の実態に合わせた、体力づくりの具体的な対策を検討し実施していきます。特に、教科「体育・保健体育」を充実させるため、学習内容の改善に努めます。また、教員の指導力の向上のための研修を行います。

体力づくりには、「目的意識」をもった運動の実施が重要であることから、

一人ひとりが自分の体力の現状を把握し、それを改善していこうとする意識を高めていく中で、運動習慣の定着を目指していく必要があります。

●主な取組（豊かな心と健やかな体の育成）

具体的な施策	主な取組
⑦人権の尊重を基盤とする教育活動の推進	「人権感覚を磨く教育活動の推進」 ・教職員が多様な人権課題を理解し、それを発達段階に応じて正しくこどもに伝える機会を作ります。 ・教師が人権尊重の理念を十分に認識するとともに、グローバル化や社会構造の変化による価値観の多様性を正しく理解し、偏見や差別の解消を図るための研修を実施します。 ・「ひびきあい活動」の取組を意図的・計画的に実施し、こどもの人権教育における行動力を育成します。 「人権意識を高める教育の推進」 ・「特別の教科 道徳」において、自己理解や他者理解を図り、自己の生き方についての考えを深める授業づくりを目指します。 ・自尊感情を高めるために、自己決定の場面を位置付け、コミュニケーション能力の育成を図る取組を行います。
⑧いじめの未然防止と早期対応の強化	「いじめに対する窓口を広げる」 ・現行の対面や電話等の窓口に加え、LINEや専用アプリを活用した相談ツールを導入し、24時間体制でいじめに悩むこどもや保護者の相談に対応します。 「教員に対する研修の充実」 ・いじめの未然防止のための具体的な対策や迅速な対応について、共通理解のもと推進できるよう、校区内交流を図ります。 ・外部関係機関と連携し、研修を実施します。 「こどもの心を耕すための対策」 ・「いじめをしない、させない、許さない」という意識が徹底された学校・学級づくりになるよう啓発します。 ・学級や学校を横断するグループで協力するプロジェクト

	型学習を定期的に導入し、良好な人間関係を構築します。
⑨こどもの安全 ・安心を守る 防災教育の充実	「実践的な命を守る取組の充実」 ・形式的なものとならないよう、想定や避難経路を見直す等、こどもが主体的に考えて行動するものとなるよう絶えず取組を改善します。 ・地域や家庭、そして外部の関係諸機関と連携した防災教育を積極的に推進します。 「「復旧・復興」の担い手となる取組の推進」 ・地域社会の一員として周りの人の安全に配慮し、地域に貢献できる学習の充実を図ります。
⑩健康教育と食育の推進	「こどもが主体的に取り組める健康教育の推進」 ・こどもが日頃から自分の「心や体」に興味関心をもてるように内容を改善します。 ・学校三師会や関係諸機関と連携し、「性に関する問題」や「がん教育」「感染症対策」等の教育の充実を目指します。 「学んだことを広げる食育の推進」 ・栄養教諭を中核とし、学校給食センターと連携して、学校給食を教材と捉え、食習慣や地域の食文化、地産地消等への理解や関心を高めるための取組を推進します。 ・学校で学んだことが家庭に広がり、生活に定着していくよう、各学校の実態に応じた主体的な取組を行うとともに、給食だよりやホームページ等を積極的に活用し、食育の啓発に努めます。
⑪運動習慣の定着に向けた体力づくりの推進	「体育・保健体育の学習の充実」 ・こども一人ひとりが自らの体力に興味関心をもち、それをさらに向上させようという目的意識を持って活動できる取組を推進します。 ・新体力テストの結果を分析し、各学校の状況に合わせて体育・保健体育の学習内容の見直しを行うとともに、体力向上に関する専門的な研修を実施して学習の質の向上に努めます。

	「運動習慣の定着に向けた取組の充実」 ・「チャレンジスポーツ i n ぎふ」※⁴等、県の体力づくりの取組を積極的に活用するよう各学校に働きかけます。
--	---

施策実施指標（具体的な施策の達成度）

施策 番号	項 目	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
⑦	自分にはよいところがあると思うこどもの割合【学】	小 78.3% 中 85.0%	小 90% 中 90%
⑧	いじめは、どんな理由があってもいけないと思うこどもの割合【学】	小 96.8% 中 96.7%	小 100% 中 100%
⑨	命を守る訓練※ ⁵ を、災害想定 3 種類以上、かつ年間 5 回以上（内、地域または保護者と連携した活動を 1 回以上）行っている学校の割合	46.2%	100%
⑩	朝食を毎日食べているこどもの割合【学】	小 91.7% 中 89.6%	小 100% 中 100%
⑪	新体力テストにおいて、総合評価 C 以上のこどもの割合【体】	小 60.6% 中 61.1%	小 80% 中 85%

【体】新体力テスト

（対象は小学校 5 年生及び義務教育学校 5 年生、中学校 2 年生及び義務教育学校 8 年生）

※1 ひびきあい活動

岐阜県独自の取組で、人権教育の推進にあたって、日常生活の中の人と人とのかかわりにおける差別事象に対して、正しく行動することができる力の育成を目的としています。

※2 SST

Social Skills Training（ソーシャル・スキル・トレーニング）の略です。社会（学校）生活を円滑に送るために必要な対人関係や自己管理等の能力を養い、身に付けることを目的としています。ロールプレイング等の活動を通じて困りごとへの対処を練習し、自信を高めることをねらいとしています。

※3 正常性バイアス

予期せぬ事態や危機的状況に直面した際に、「自分は大丈夫だ」「大したことではない」と思い込み、危機への対応が遅れるもととなる心の平穏を保とうとする心理現象です。

※4 チャレンジスポーツ in ぎふ

岐阜県教育委員会が主催し、「主体的に運動に親しむ習慣を培い、児童生徒の体力の向上を図る」ことを目的として行われる取組のことです。団体で取り組む種目と個人で取り組む種目があり、年間での記録の伸びを確認したり、県下の他の学校と記録を競い合ったりすることができます。

※5 命を守る訓練

災害発生時に、一人ひとりが自分の命は自分で守る意識を持ち、主体的に行動ができるよう、従来の避難の訓練に留まらず、災害種別やその状況、実施時間帯等を設定して、より実践的に行う訓練のことです。

Ⅲ－12 不登校のこどもへの多様な学びの支援

（現状）

全国的に不登校のこどもが増加する中、本市においても増加の傾向があります。そのため、不登校のこどもに対して、社会的自立を育むための居場所づくりとして、3つのこどもサポートルーム（こだま・のぞみ・あさひ）に加え、メタバース※¹を活用した支援（Room－HIKARI）を行っています。そこでは、こどもや保護者のニーズに応え、自主的・主体的な活動や学習支援を通して、自己肯定感や自己有用感を高めるための活動・支援を行っています。ただ、市内全ての不登校のこどものニーズに応えることができる支援の提供については、十分とは言えない状況です。

（方向性）

文部科学省が提唱する「誰一人取り残されない学びの保証に向けた不登校対策」に沿って、一人でも多くの不登校のこどもに支援ができるように、個に応じた対策を講じることで、一人ひとりの居場所づくりを多様にして、こどものニーズに対応できるように活動内容を見直すことが大事です。

また、教育委員会と学校だけでなく、関係諸機関との情報共有をはじめとした連携をより一層強化し、多くの目でこどもを見守っていく体制をつくっていきます。さらに、研修を行い、教職員の資質向上に向けて取り組んでいきます。

Ⅲ－13 特別な支援が必要なこどもへの指導・支援の充実

（現状）

本市では、障がいのあるこどもに対して、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことができるよう、教職員の研修の場を整備したり、学校の状況に応じて「羽島市子ども応援サポーター」を配置したりして、きめ細やかな支援を行うよう努めてきました。その結果、担当教員の専門性が向上し、多様なニーズに応える基盤がつくられています。現在、特別な支援を要するこどもが年々増加しており、その傾向は今後も続くものと考えられます。それに対応するために担当教員はもとより、全教職員が特別支援教育への理解と専門性をさらに高める必要があります。また、特別な支援が必要なこどもが、適切な就学先で、早期から切れ目のない支援を受けることができるようにしていく

必要があります。

（方向性）

特別な教育的ニーズを必要としているこどもは通常の学級にも在籍していることから、全教職員が特別支援教育への理解と専門性を高めていく必要があります。そのため、全教職員を対象として、各学校で特別支援教育にかかわる研修会や交流会等を定期的に位置付けるようにします。支援体制を充実させるために、羽島特別支援学校や発達支援センター等関係機関との連携強化を図ります。さらに、園の巡回参観や教育相談会等を行い、早期からの適切な支援を受けることができるようにしたり、保護者等に対して広く特別支援教育の情報を提供したりすることで、切れ目なく支援ができるように体制の強化を図ります。

Ⅲ－14 外国にルーツをもつこどもに対する支援の拡充

（現状）

本市では、外国にルーツをもつこどもへの支援として、県の外国人児童生徒適応指導員派遣制度を利用したり、ＩＣＴの積極的な活用を推進したり、市が包括連携協定を締結している大学や地域の日本語教室等の関係機関と連携を図ったりして対応してきました。しかし、外国にルーツをもつこどもの増加に対して、こどもの母語に対応できる教職員や個別対応ができる人員の不足等から、一人ひとりに十分な支援が行き届いているとは言い難い現状があります。さらに、言葉の問題だけではなく、こども・保護者への効果的なアプローチの仕方等について、教職員が主体的に学ぶことが求められています。

（方向性）

支援の拡充に向けては、対象のこどもや保護者が日本語を能動的に学んだり、日本の学校文化や慣習を知ったりするための素地をつくることが大切です。そのために、ＩＣＴ教材をはじめとする環境整備や外国人児童生徒適応指導員等の意図的な配置を進めたり、その活用方法について指導・援助したりすることが大切です。また、教職員の多文化理解や対応力の向上も重要です。教職員が外国人児童生徒適応指導員等と協力しながら、保護者・家庭との連携強化を図ることにも、併せて取り組む必要があります。

●主な取組（多様なニーズに応える学びの支援の充実）

具体的な施策	主な取組
⑫ 不登校のこどもの多様な学びの支援	「羽島市こどもサポートルームの周知と充実」 ・ こどもや保護者へサポートルーム等を周知し、主体的に通室したいと思える情報が共有されるようにします。 ・ こどもや保護者が抱え込む不安や悩みを相談しやすくなるように、環境を整えます。 ・ 一人一台端末を活用した相談システムを構築します。 「関係機関との連携を図り、不登校のこどもの居場所づくり」 ・ 学校や教育委員会だけでなく、関係諸機関（市関係部局、子ども相談センター等）のアセスメントを行い、職員研修を実施する等、更なる連携を図り、一人も取り残さない支援ができるようにします。 「社会的自立を育むための支援の向上」 ・ こどもの実態やニーズに合わせたものとなるよう、活動内容を見直します。
⑬ 特別な支援が必要なこどもへの指導・支援の充実	「多様なニーズに応じた学びの場の充実」 ・ 特別支援学級及び通級指導教室の担当教員に向けた研修会の場、全教職員に向けた授業研究会や研修会の場、さらには管理職のマネジメント研修の機会を位置付け、教職員の専門性の向上を図ります。 ・ こどもの状況に応じたケース会等の開催、羽島特別支援学校や発達支援センター等関係機関との連携強化等、校内の支援体制の充実を図ります。 ・ 共生社会の形成に向けて、通常の学級と特別支援学級との交流、居住地校交流※²等、交流および共同学習を推進するとともに、ホームページに掲載する等、その趣旨や意義について一層の理解・啓発を図ります。 「早期からの切れ目のない支援体制の充実」 ・ 合意形成を図りながら、一人ひとりの実態に応じた適正な就学先を決めていけるように、園の巡回参観や相談

	会、学校見学会等を実施します。 ・保護者の特別支援教育への理解を図り、早期からの相談や支援につなげるために、ホームページ等で特別支援教育について情報を提供します。 ・園、小・中学校及び義務教育学校において支援を必要とするこどもについて、関係者と情報を共有しながら切れ目なく支援を引き継ぐことができるように支援体制の強化を図ります。
⑭ 外国にルーツをもつこどもに対する支援の拡充	「こどもや保護者の能動的な活動を促す環境整備」 ・ＩＣＴ教材（翻訳・音声教材等）を積極的かつ有効に活用できる環境を整備し、こどもが自ら日本語を学習できるようにします。 ・ＩＣＴ機器等を活用し、入学説明会や学校行事の案内の多言語化や就学相談における母語対応を目指します。 ・外国人児童生徒適応指導員やサポーターの配置を適宜見直す等、日本語指導が必要なこどもへの初期集中指導体制の強化を図ります。 ・市が包括連携協定を締結している大学や地域の日本語教室等、関係機関との連携を強化し、学習支援や生活支援の場づくりに努めます。 「教職員の資質向上」 ・成果事例や失敗事例を共有する場を設けたり、多言語マニュアル（初期対応、保護者対応等）を整備したりする取組を行います。 ・必要に応じて教職員向けの研修を行い、対応力の向上等に努めます。 ・教育委員会と教職員、保護者との連携を図りながら、外国にルーツをもつこどもに対する支援について、相談対応ができる環境の整備に努めます。

施策実施指標（具体的な施策の達成度）

施策 番号	項 目	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
⑫	困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できる こどもの割合【学】	小 70.7% 中 75.0%	小 80% 中 85%
⑬	特別支援教育を理解するための授業研究会や研修（校内研修含む）に参加 した教員の割合	69.2%	100%
⑭	日本語指導が必要な児童生徒のうち、 特別な配慮に基づく指導を受けてい るこどもの割合	100%	100%

※1 メタバース

インターネット上に構築された3次元の仮想空間のことです。ユーザーはアバターと呼ばれる自身の分身を操作して、他のユーザーとコミュニケーションを取ったり、ゲームや仕事等、様々な活動を行ったりできます。

※2 居住地校交流

特別支援学校小・中学部に在籍することもが、自分が住んでいる地域の小・中学校及び義務教育学校に副次的な籍（交流籍）をもち、作品交換やインターネットによるやりとりを行う間接的な取組、行事や授業に参加する直接的な取組を行います。

施策 IV

こどもの学びを支える教育環境の充実

IV-15 幼児期からの切れ目のない支援の充実【重点】

（現状）

本市では、幼児期から小学校、小学校から中学校の円滑な移行を目指し、幼児教育機関と小学校、小学校と中学校の連携に努めています。幼児教育機関と小学校の連携では、教員と保育者の合同研修や情報交換等により、教育の連続性を確保し、こどもの発達段階に応じた教育の向上を図っています。また、小学校と中学校の連携では、小中一貫教育を推進し、教員だけでなく、こどもの交流も含めて行っています。その結果、幼保小、小中における情報共有が進み、校種間の接続が円滑に行われるようになっていきます。さらに、一貫性のある教育を行うことができるよう、この取組を定着させていく必要があります。

（方向性）

こどもの生活や学びの連続性を重視していくために、幼児教育機関から小学校、小学校から中学校への移行において、こどもの発達段階に応じた支援を徹底的に行い、心理的・社会的なスムーズな移行を図っていきます。また、こどもの発達段階に合わせた支援を計画的に展開するため、連携内容を具体化し、システム化を進める必要があります。さらに、小中学校間での一貫性のある教育の取組を充実させていくことが必要です。

IV-16 地域とともに創る学校を実現するためのコミュニティ・スクールの推進【重点】

（現状）

本市のコミュニティ・スクールは、令和8年度で10年目を迎えます。これまで、こどもの生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の豊富な教育資源や地域人材を活用した活動を行ってきました。また、こどもの意見を反映させた活動や小中学校が連携した活動も始めました。一方、今後の活動については、学校運営協議会がより柔軟な運営や活動ができるように、組織の在り方等について検討をしていくことが必要です。

（方向性）

学校・家庭・地域が、共通の目的に向けて主体的に取り組むことを大切にし、

「地域とともにある学校づくり」を推進します。そのために、対話（プロセス）を重視し、当事者意識をもって活動の目的や内容について考えます。また、学校運営協議会が、学校運営により積極的に参画できる組織をつくり運営します。そして将来、羽島の担い手となるこどもを、学校と地域がともに連携・協働して育てていきます。

IV-17 自ら学び続ける教員を育てる支援の充実

（現状）

本市では、教職員研修や学校訪問での指導等、教職員の指導力向上を目指す様々な取組が行われてきました。とくに、教職員研修は充実しており、教職員も誠実に取り組むことができ、一定の成果があったと考えます。一方で、教員自らが指導力の向上に取り組む意欲をすべての教員がもつには一定の工夫が必要であり、一人ひとりが主体的に自己研鑽に励むことができるよう、環境の整備や支援の充実が求められています。

（方向性）

教員が自分の目標を明確にもち、それに向かって努力できる環境をつくることが重要です。そのため、各学校で行われる面談を有効に活用するとともに、教員が自らのキャリアプランをもつ機会を設けるようにしていく必要があります。また、研修等をするための時間を確保するだけでなく、希望制の研修や伴走型・対話型の研修を位置付けることや、研修の企画運営等に教員も参加することで、主体者として自らの力量アップに取り組むようにすることが必要となります。

IV-18 教職員の働きがいのある職場環境の推進

（現状）

本市では、教職員が心身の健康を保ち、誇りとやりがいをもって勤務し、こどもと向き合う時間が創出できるよう、重点項目を設定し、働き方改革を進めています。

時間外勤務時間については、教育活動の見直しや改善等の不断の努力により、組織や教職員一人ひとりの意識が高まり、成果が現れてきていますが、こうした動きとともに、一人ひとりの教職員が働きがいのもてる職場環境づくり

を推進していく必要があります。

（方向性）

I C T機器を活用する等、校務のデジタル化による環境整備を行い「働き方改革」をさらに推進とともに、「働きがい」が実感できる職場環境づくりを推進していく必要があります。働きやすい職場として、お互いを思いやり、少しの変化についても気付き合える風通しの良い職場環境をつくっていくことが重要です。そして、教員が自らの目標をもって働けるようにするとともに、自己研鑽に励むことができる環境をつくっていく必要があると考えます。

IV－19 安全・安心でよりよい教育環境の実現

（現状）

本市では、学校施設や設備の適切な維持管理を図るため、学校保健安全法等の点検に加え、消防設備、遊具・体育施設等の保守点検を実施しています。また、よりよい教育環境の実現に向けて、施設のバリアフリー化や照明器具L E D化を進めています。さらに、学校施設や設備の経年による老朽化対策が喫緊の課題であるとともに、こどもの熱中症対策として、体育館等への空調設備の整備に向けた検討を進める必要があります。

（方向性）

学校施設や設備の点検を継続的に実施するとともに、施設のバリアフリー化及び照明器具L E D化を推進し、安全性及び利便性の向上を図ります。また、学校施設の老朽化対策として、建物の現状把握を進め、健全度に応じた検討を進めるとともに、学校の在り方の検討を踏まえ、施設の長寿命化改修※¹等を計画的に進めます。さらに、体育館等への空調設備の整備方針を策定し、計画的な整備を推進することが必要となります。加えて、オンライン授業の増加等I C T機器の活用がより活発となり、教育D Xがさらに進むと考えられることから、必要に応じた環境整備を行います。

●主な取組（こどもの学びを支える教育環境の充実）

具体的な施策	主な取組
⑮ 幼児期からの切れ目ない支援の充実	「教員と保育者の専門性を相互に生かした協働」 ・ 教員と保育者の合同研修や定期的な情報交換を実施し、双方がこどもを見る視点や指導のノウハウを共有します。 ・ 小中の合同教科部会を実施します。 「こどもの生活や学びの連続性の重視」 ・ 幼稚園・保育園等から小学校、小学校から中学校への移行において、こどもの発達段階に応じた支援を徹底し、心理的・社会的な移行を円滑に図ります。 ・ 異学年交流、異校種で共に学習します。 ・ 家庭や地域と連携し、こどもの成長を地域全体で支える体制を構築します。
⑯ 地域とともに創る学校を実現するためのコミュニティ・スクールの推進	「こどもを中心に捉えたコミュニティ・スクールの充実」 ・ こどもと学校運営協議会委員の協議による、こどもの意見を反映させた活動を推進します。 ・ こどもが地域のためにできること、地域がこどもたちのためにできることを考え、学校・家庭・地域が一体となった活動を推進します。 「コミュニティ・スクール充実のための組織等の改善」 ・ 学校運営協議会では、学校と学校運営委員会委員が、学校運営や活動等について積極的に議論する場となるよう努めます。 ・ 「コミュニティ・スクール推進協議会」を開催し、学校と地域が連携して課題解決を目指すための研修や中学校区での熟議等を行います。
⑰ 自ら学び続ける教員を育てる支援の充実	「教員が自らのキャリアプランを描き挑戦するための環境づくり」 ・ 学校ごとに、教職員一人ひとりがキャリアデザインを描ける研修を位置付け、自らを振り返り、将来を考える機会をつくります。

	・各学校において、面談を定期的に行い、教職員が目的をもって学び続けることができるように配慮します。 ・ホームページ等を活用し、教職員のキャリア形成に役立つ情報を積極的に提供します。 「教員の主体性を大切にした研修の設計」 ・教員のニーズに応えることができるよう、伴走型や対話型の研修を行います。 ・長期休業における市の教育委員会主催の研修では、教育研究会や小中校長会と連携し、企画運営に、教職員が主体的にかかわることができるようにします。 ・教育委員会の学校訪問や研修主事※²会において、教員が主体的に学ぶ意義や方法について、具体的な事例をもとに、積極的にその周知に努めます。
⑱教職員の働きがいのある職場環境の推進	「教職員が安心して働ける環境づくり」 ・校務支援ソフト等ＩＣＴ機器の積極的な活用を推進し、事務負担の軽減を図るとともに、教員間で教材等の共有ができるよう努めます。 ・「羽島子ども応援サポーター」やスクールサポートスタッフ、スクールカウンセラー等を適切に配置し、教職員が業務に集中できるようにします。 ・勤務時間や年休取得等について、継続的にチェックし、教職員が健康に働ける環境づくりに努めます。 ・校内の相談係や教育委員会等の相談窓口を充実させ、気軽に不安や悩みを解消できる体制づくりを進めます。 「教職員が自分のよさを発揮できる学校づくり」 ・学校の裁量権※³の拡大を利用し、教員が自分の目標をもち、自己研鑽を行う機会を保障します。 ・教職員間の風通しをよくする取組を行うとともに、教職員が学校運営に関わる機会を創り、主体的に考えることができるようにします。
⑲安全・安心でよりよい教育環境の実現	「学校施設・設備の安全性及び利便性の向上」 ・学校施設のバリアフリー化及び照明器具ＬＥＤ化を進めます。

	・目標使用年数に到達する建物の現状把握及び健全度に応じた目標使用年数の再設定を含めて検討を進めます。 ・体育館等への空調設備の整備方針を策定し、計画的な整備を推進します。 ・端末、ネットワーク、クラウドの導入等ＩＣＴ環境の整備を行います。
--	---

施策実施指標（具体的な施策の達成度）

施策 番号	項 目	現状値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
⑮	幼保小または小中間で、こどもが交流する活動や授業を行っている学校の割合	69.2%	100%
⑯	学校運営協議会が年に 4 回以上行われている学校の割合	53.8%	100%
⑱	教職員のストレスチェックにおける高ストレス者の割合	11.7% (令和 6 年度)	各年度において、前年度を下回る
⑲	学校施設の照明器具ＬＥＤ化実施済みの園及び学校の割合	42.8%	100%

※ 1 長寿命化改修

老朽化した建物について、将来にわたって長く使い続けるため、屋根や壁、窓といった物理的な部分の不具合を修繕し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能や性能を現代の求められる水準まで引き上げる改修を行うことです。

※2 研修主事

学校教育法施行規則に基づき、各学校に置かれる役職です。教員の資質向上を目指し、研修計画の立案や研修に関する連絡調整・指導・助言を担当します。

※3 学校の裁量権

教育課程及び学校予算、人事等に関する学校や校長の自主的な判断権限のことです。この権限は、学校の自主性や自律性を保証し、地域やこどもの実情に応じた柔軟な教育を可能にするもので、文部科学省は教育現場の創意工夫を促すため、拡大の方向で議論を進めています。

第4章 計画の推進と進行管理

1 計画の周知と進行管理

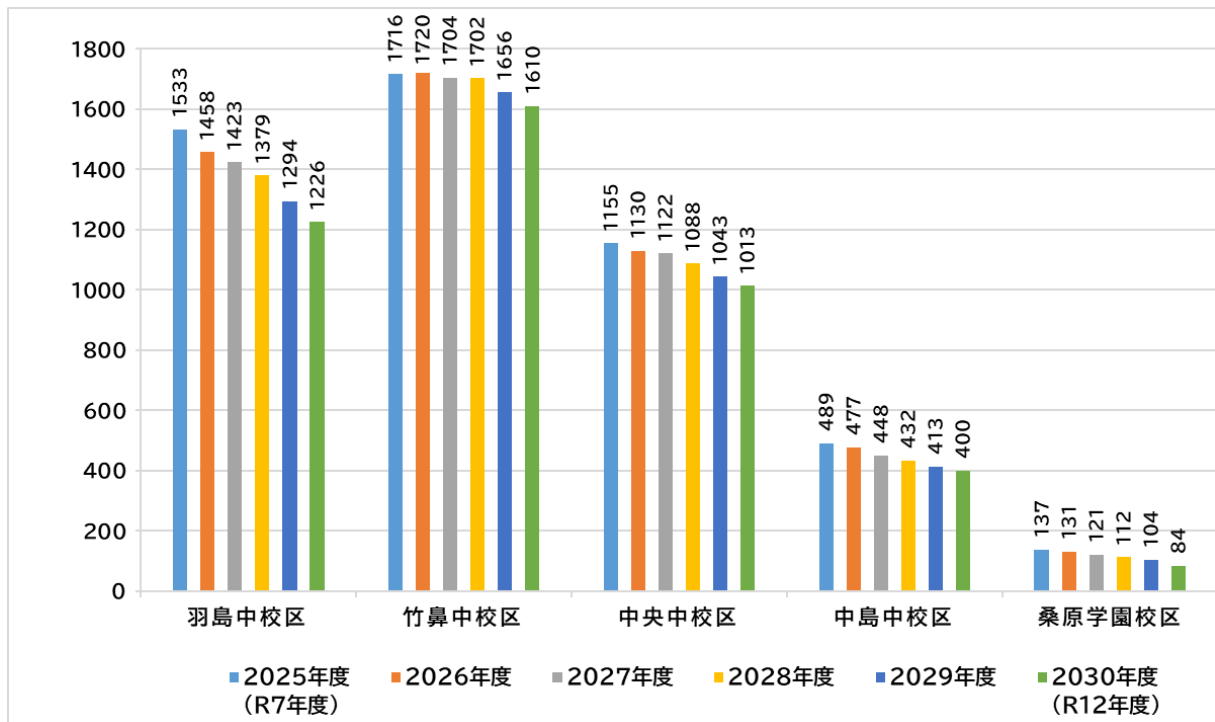
- ・本計画の円滑な推進に向けて、基本理念や各施策を確実に実現するためにこどもやその保護者、教育関係者をはじめ、広く市民の理解・協力を得られるよう、ホームページやSNS等多様な広報媒体を活用し、分かりやすい情報発信に努めます。
- ・本計画の着実な推進に向け、施策実施指標として目標値を定め、取組の成果の可視化を図ります。
- ・本計画をもとに、単年度ごとの教育の目指す姿を策定し、重要性・緊急性を考慮しながら、各施策を推進します。

2 計画の点検評価

- ・前年度の各施策に対しての施策実施指標の達成度を踏まえ、進捗状況及び成果を点検評価し、改善を図りながら教育の推進に努めます。

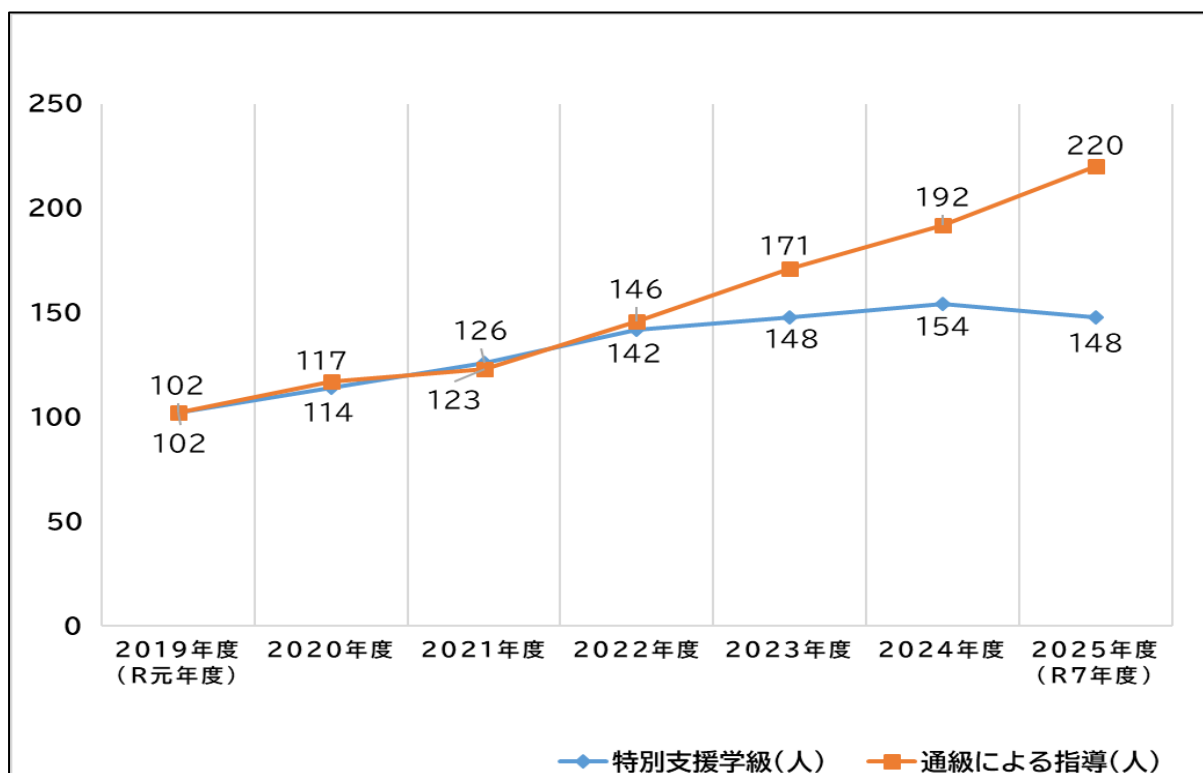
参考資料

(1) 中学校区別児童生徒数の推移



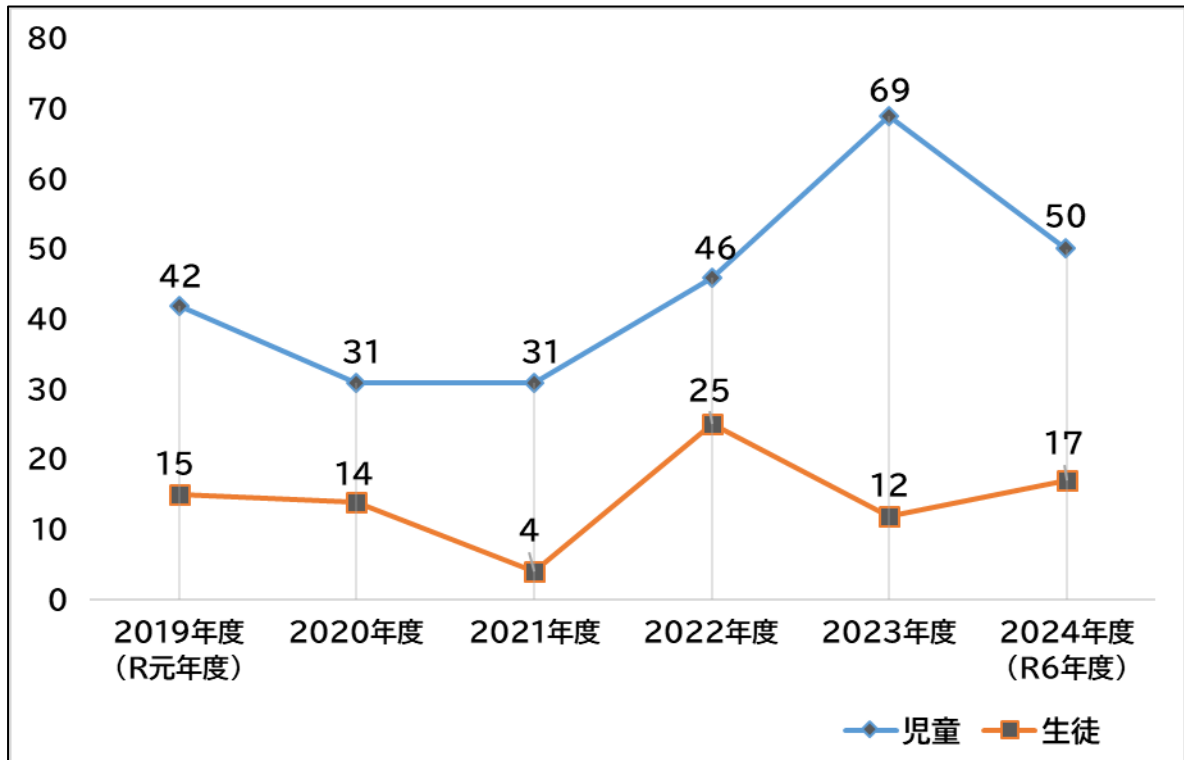
【出典】住民基本台帳（※2026年度以降は推計値）

(2) 特別支援教育の状況



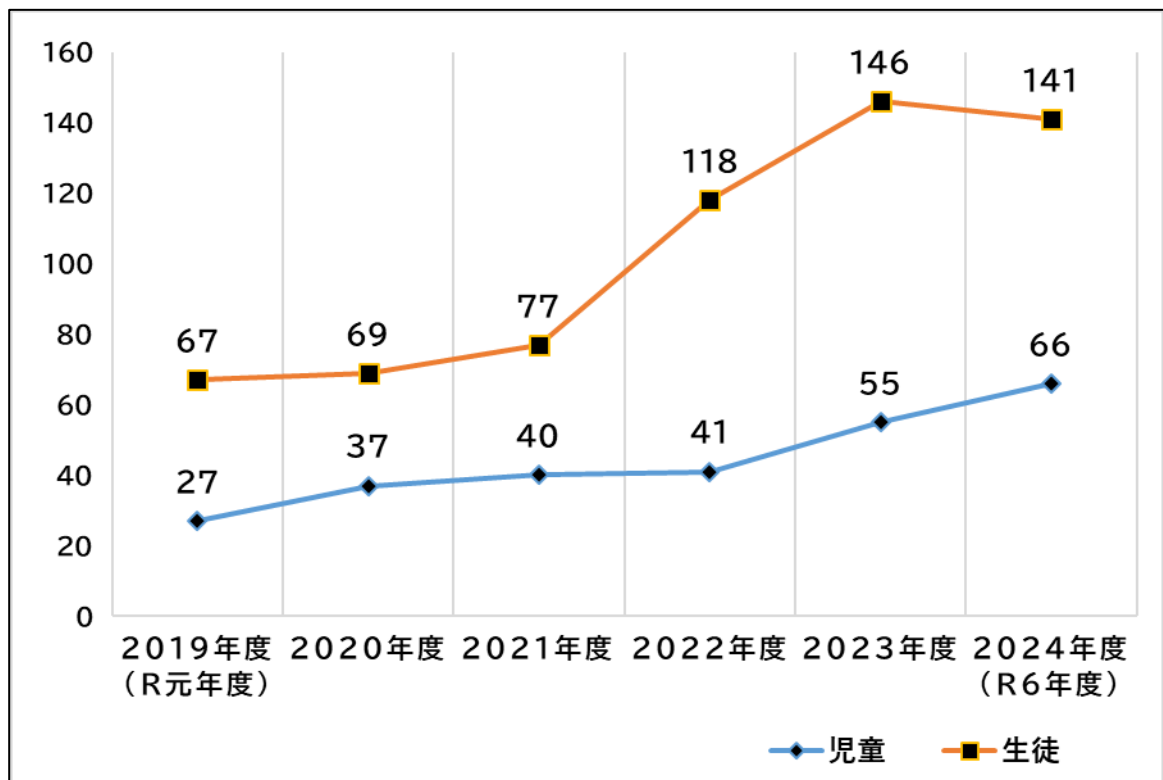
【出典】市教育委員会調査

(3) いじめの認定件数



【出典】市教育委員会調査

(4) 不登校児童生徒数



【出典】市教育委員会調査

(5) 児童生徒の体力・運動能力について（令和6年度）

項目	小学5年生				中学2年生			
	男子		女子		男子		女子	
	平均値	県比較	平均値	県比較	平均値	県比較	平均値	県比較
握力(kg)	15.1	▲	14.6	▲	28.4	▲	22.8	▲
上体起こし(回)	17.3	▲	14.9	▲	26.2		21.6	
長座体前屈(cm)	32.5	▲	36.2	▲	44.6	▲	45.3	▲
反復横跳び(点)	39.3	▲	37.5	▲	52.2	▲	46.5	▲
シャトルラン(回)	43.4	▲	32.0	▲	74.5	▲	51.7	
50m走(秒)	9.4		9.7		8.1	▲	9.2	▲
立ち幅跳び(cm)	150.7		141.3	▲	202.6		169.8	
ハンドボール投げ(m)	19.1	▲	12.4	▲	20.6		13	

※無印…県平均と同じ又は上回る ▲…県平均を下回る

【出典】県教育委員会体育健康課、市教育委員会調査

(6) 教員の時間外勤務時間の状況について

	2021 年度 (R3)	2022 年度 (R4)	2023 年度 (R5)	2024 年度 (R6)
小学校 平均	39 時間 05 分	38 時間 25 分	38 時間 46 分	34 時間 23 分
中学校 平均	48 時間 43 分	49 時間 22 分	43 時間 33 分	41 時間 24 分
義務教育 学校平均	40 時間 11 分	37 時間 55 分	31 時間 20 分	27 時間 37 分
全校平均	42 時間 08 分	41 時間 45 分	39 時間 40 分	36 時間 01 分

【出典】市教育委員会調査

第三次羽島市教育振興基本計画策定委員会 委員名簿

区分	氏名	役職等	備考
学識経験者	古賀 英一	岐阜大学大学院特任教授	委員長
学校教育関係者 (幼稚園含む)	廣瀬 雅行	岐阜県立羽島特別支援学校長	副委員長
	今井田明弘	小中校長会長	
	高砂 房子	学校法人高砂学園理事長	
社会教育関係者	水谷 千枝	社会教育推進審議会委員	
PTA（保護者）	杉山 裕亮	福寿小学校PTA会長	
市民	須賀 理佳	一般公募	
その他	田中 満	羽島市企画部長	
	杉田その子	スクールカウンセラー	

◆発行：羽島市

◆お問い合わせ先：羽島市教育委員会事務局 教育政策課

〒501-6292 羽島市竹鼻町5-5番地

TEL(058)393-4611 E-mail:kyoiku@city.hashima.lg.jp